

[会議録]

| | |
|---------------|--|
| 会議名称 | 令和2年度第1回 市川市個人情報保護審議会 |
| 議題等 | 1 会長互選 2 副会長互選 諮問事項 ア 「特定個人情報保護に関する評価書の承認について【市民課】」に係る検討について イ 「特定個人情報保護に関する評価書の承認について【納税・債権管理課】」に係る検討について |
| 開催日時 | 令和2年11月13日(金) 13時30分 ~ 14時10分 |
| 開催場所 | 市川市役所第1庁舎 5階 第1委員会室 |
| 出席者 | 委員 奥川貴弥(会長)、松原いづ子(副会長)、勝田信篤、小林俊之、加藤久善、谷内弘美、太田昌志 |
| | 事務局 総務課：中川主幹、柴田主査 |
| | 説明課及び職員 【財政部納税・債権管理課】須賀課長、片橋副参事、石井主幹、内藤主任主事、藤岡主事 【市民部】市来部長 【市民部市民課】河野課長、矢部主幹、道家副主幹 【情報政策部情報政策課】町田課長、浅生主幹、中村主任 【情報政策部情報システム課】宇津木課長、小林主幹、藤田主査 【情報政策部デジタルトランスフォーメーション推進課】宮崎課長、星主任主事 |
| 傍聴 | <input checked="" type="checkbox"/> 可 (0 人) / <input type="checkbox"/> 不可 |
| 会議概要 ※詳細別紙 | 会長及び副会長の互選を行った。 また、特定個人情報保護に関する評価書の承認について諮問した。 |
| 配布資料 | ・次第 ・特定個人情報保護評価書(全項目評価書) ・第三者点検に係る予備点検における指摘事項 ・ワンストップ窓口における特定個人情報の流れ ・特定個人情報保護評価の概要 |
| 特記事項 | |

[会議録]

別紙

令和2年度第1回 市川市個人情報保護審議会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には第17期個人情報保護審議会委員をお引き受けいただき、ありがとうございました。

本来ですと、部長や次長からごあいさつを申し上げるべきところですが、都合がつかず、本日は出席できませんので、私からお礼を申し上げます。

本日の進行ですが、会長が選任されるまでは総務課の中川が務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、お手元の配布資料の確認をさせていただきます。

机上に配布した資料は3点ございます。

1点目が、本日の次第です。

2点目が、市川市個人情報保護審議会委員名簿です。

3点目が、事務局職員名簿です。

また、事前にお送りいたしました資料として、

- ・特定個人情報保護に関する評価書の承認について(市民課)
 - ・特定個人情報保護に関する評価書の承認について(納税・債権管理課)
- となります。

資料の不足はございませんでしょうか。

なお、本日の会議録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で公開したいと考えておりますので、会議を録音させていただきますことをご了承いただければと思います。

(委員全員 了承)

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、会長の互選が終わるまで、私が座長として、会議を進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、「市川市個人情報保護審議会規則」第3条第2項において、「会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない」と規定しております。本日は、小島委員と勝田委員より欠席のご連絡をいただいておりますが、半数以上の委員にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立しておりますことを確認いたします。

[会議録]

次に、次第の2の(1)のうち、「会長互選」についてですが、「市川市個人情報保護審議会規則」第2条第1項により、会長及び副会長各1名を委員の中から互選することとなっております。

皆様でご協議をお願いいたします。

【小林委員】

私といたしましては、歴代の会長の就任状況や今までのご経験も踏まえまして、「奥川委員」が適任であると考えますので、「奥川委員」を推薦したいと思います。

【事務局】

ただいま、小林委員から「奥川委員」を推薦するとの提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(委員全員 了承)

【事務局】

ありがとうございます。

それでは、会長を「奥川委員」にお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

この後の会議の進行ですが、市川市個人情報保護審議会規則第3条第2項に基づき、「奥川会長」にお願いしたいと思います。

「奥川会長」おそれ入りますが、議長席へお願いします。

(奥川会長 議長席へ)

(総務課主幹 事務局席へ)

【議長(奥川会長)】

それでは、令和2年度第1回市川市個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、次第の2の(1)のうち、「副会長互選」について議題としたいと思います。

皆様でご協議をお願いいたします。

【小林委員】

私といたしましては、やはり今までのご経験も踏まえまして、「松原委員」が適任であると考えますので、「松原委員」を推薦したいと思います。

【議長(奥川会長)】

ただいま、小林委員から「松原委員」を推薦するとの提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

[会 議 録]

(委員全員 了承)

「松原委員」、お引き受けいただけますでしょうか。

(松原委員 了承)

【議長(奥川会長)】

ありがとうございます。それでは、副会長を「松原委員」にお願いしたいと思います。

審議の前に会議の公開についてですが、審議会の会議は「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」第6条により原則公開となっております。事務局に伺いますが、今回の審議内容に非公開情報は含まれているのでしょうか。

【事務局】

非公開情報はございません。

【議長(奥川会長)】

ありがとうございます。非公開情報はないとのことですので、会議を公開することとしてよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

【議長(奥川会長)】

それでは、会議を公開することといたします。なお、本日は傍聴希望者がいないとのことですので、このまま会議を進めます。

それでは、諮問事項ア「特定個人情報保護に関する評価書の承認について【市民課】」に係る検討について審議したいと思います。事務局より何かあればお願いいたします。

【事務局】

諮問事項をご審議いただく前に、市来市民部長より『諮問書』を会長にお渡ししたいので、所管部の入室を認めていただけますでしょうか。

【議長(奥川会長)】

認めます。

(入室後、市来市民部長、奥川会長席前に移動し、諮問書を読み上げ、手交)

【事務局】

ここで、市来市民部長は、この後公務の都合があるため、退出させていただきます。

[会議録]

【諮問実施機関】

市民部 市民課 河野と申します。

これより「住民基本台帳に関する事務」について、特定個人情報保護評価の全項目評価書の再評価の実施について、概要及び報告をいたします。

まず、制度概要についてです。

マイナンバー法に基づき、対象人数30万人以上の特定個人情報ファイルをシステムで取扱う場合等においては、情報の入手方法や漏えい等のリスクへの対策等の詳細にわたる項目を評価した「全項目評価書」を作成し、その内容について、パブリックコメントの実施及び各自治体が設置する個人情報保護審議会等による点検を経た上で、国の個人情報保護委員会に提出すること及びインターネット上で公表することが定められています。

また、既に評価書の提出や公表を行っていても、重要な変更が生じた場合や、公表から5年が経過する場合にも、評価の再実施を行うことになっています。

本件は、重要な変更が発生したため、評価の再実施を行うものです。

重要な変更の内容としましては、令和3年1月より、ワンストップ窓口を開設することに伴い「申請受付支援システム」を導入し、新たにもう1つ、特定個人情報ファイルを保有する必要性が生じたため、当該ファイルに関する概要説明及びリスク対策に関する記述を追加するものです。

こちらの重要な変更による「申請受付支援ファイル」についてですが、市民課の業務である「住民票の写し」から市民税の「納税証明書」等、様々な交付申請書を来庁者に記入してもらうことなく、端末に必要項目を入力することで一括して作成できる電子上のシステムであります。

なお、この全項目評価書については、令和2年10月27日付けで、日本検査キューエイ株式会社による予備点検を受け、「不適合なし」の評価を受けていることを申し添えいたします。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議長(奥川会長)】

それでは審議いたします。ご質問、ご意見等がありますか。

説明者の方で特に説明しておきたいことがあればお願いします。

【諮問実施機関】

それでは、ご説明させていただきます。

住民票や税の証明申請いただく際には紙の申請書をそれぞれの業務に応じて、複数枚を、住所、お名前、生年月日等を記入いただいてそれぞれ出してもらいます。

今回、こちらの第1庁舎においては、こちらの部分を一括で市民の方に書いていただくのではなく、システム上で、作成させていただきます。住所、名前、生年月日等を一度入力すると、各種の申請書を複数枚、作成できるシステムを導入させていただくということで、利便性を上げるというような目的で導入させていただく予定です。こちらの申請書の中に、マイナンバー、特定個人情報が含まれるということで、機械上の紙を作らせていただくという形になります。

セキュリティについては万全という形でさせていただいているのですが、そちらのシステムの中に個人情報が書かれた形になるので審議会にお諮りさせていただくという内容になります。以上です。

[会 議 録]

【議長(奥川会長)】

今の内容に関連するご質問、ご意見があればお願いします。

【松原委員】

実際に、ワンストップ窓口で市民の人が来た場合には、紙で持ってくるのでしょうか。その窓口に行くと、こういうディスプレイがあって、記入する、そういう形で進めていくのでしょうか。

【諮問実施機関】

市民課長が答えさせていただきます。

基本的に紙を使うことはなくて、端末を市民のところにお持ちして、住所、名前と本人確認をさせていただいて、それで作られます。最終的には押印はもう廃止していますけれども、サイン、署名をいただいて、という形を考えております。

【議長(奥川会長)】

他にありますでしょうか。

【谷内委員】

この資料を見させていただくと、そのシステム上に、ご本人が住所等入力するということによろしいのでしょうか。

【諮問実施機関】

デジタルトランスフォーメーション推進課よりお答えさせていただきます。

入力の方は来庁者の本人確認をした上で、聞き取りながら職員が入力することを考えております。

最終的に本人による入力であることを示すために、最後電子署名を来庁者の中にいただくという流れで、今検討しております。

【谷内委員】

そうしますと、署名をいただければ、法的には問題ないということでしょうか。

【諮問実施機関】

そのように考えております。来庁者に何回も書類を書かせない、何回も同じ申請をさせないということが利便性の向上、このシステムの導入目的となります。

【議長(奥川会長)】

ご質問、ご意見等他になければ、質疑を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

[会 議 録]

【議長(奥川会長)】

市民課の皆様ありがとうございました。ご退出いただいて結構です。

(市民課、デジタルトランスフォーメーション推進課職員 退出)

【議長(奥川会長)】

それでは続いて、諮問事項イ「特定個人情報保護に関する評価書の承認について【納税・債権管理課】」に係る検討について審議したいと思いますですが、事務局より何かあればお願いいたします。

【事務局】

諮問事項をご審議いただく前に、財政部長及び次長が所用のため、納税・債権管理課長より『諮問書』を会長にお渡ししたいので、所管部の入室を認めていただけますでしょうか。

【議長(奥川会長)】

認めます。

(須賀納税・債権管理課長、奥川会長席前に移動し、諮問書を読み上げ、手交)

【議長(奥川会長)】

それでは、諮問書の交付を受けましたので、審議に入りたいと思います。

諮問事項イ「特定個人情報保護に関する評価書の承認について」、諮問実施機関から説明をお願いします。

【諮問実施機関】

財政部 納税・債権管理課 須賀と申します。

これより「地方税の収納及び滞納整理事務」における特定個人情報保護評価 全項目評価書の再評価の実施について、概要説明及び報告をいたします。

特定個人情報保護評価に関する規則第15条及び特定個人情報保護評価指針により、特定個人情報保護評価書の直近の公表日から5年を経過する前に評価を再実施するよう努めることとされております。これに基づき、本課の「地方税の収納及び滞納整理事務 全項目評価書」の直近の公表が平成27年度であり、5年を経過するため、評価の再実施を行うものです。

このたび評価書案が完成したため、貴審議会による点検及び承認をお願いするものです。

今回の再実施に当たり、特定個人情報の取扱いについては、評価書の記載内容を5年前の公表時に想定していたものから現状の業務の実態に沿った形に修正しております。

また、全項目評価書については、令和2年10月26日付けで、日本検査キューエイ株式会社による予備点検を受けました。その際、改善の余地があると指摘のあった項目が4点ほどございました。

お手元にある「地方税の収納及び滞納整理事務全項目評価書予備点検結果の概要」をご覧ください

[会議録]

さい。

(1)要改善の1～4についてご説明します。

1点目が事務の取り扱い範囲についてです。

特定個人情報保有するシステムの使用については、アクセス権限を割り振り、特定個人情報にアクセス可能な職員を限定しております。しかしながら、使用者のアクセス状況については、より正確な把握が必要であるとの指摘を受けました。

2点目がアクセスログの取得と監視についてです。

当課では、個人情報全般について、管理職がアクセスログを定期的に監視しておりますが、特定個人情報のアクセスログのみを抽出した監視を行ったほうがよいという指摘を受けました。

以上2点の改善策としましては、特定個人情報の閲覧ログを抽出することが現システムでは不可能であるため、今後のシステム改修について庁内で調整の上、実施いたします。

3点目は、情報漏えい事案に対する体制・手順についてです。特定個人情報漏えいの緊急事案発生時の報告手順は定められておりますが、当課では直近で情報漏えい事故は発生しておらず、経験の蓄積がされていないため、課内での対応手順の共有を図るよう指摘を受けております。これにつきましては、今後当課の職員に対し、緊急時の対応手順についての教育を実施いたします。

最後に4点目といたしまして、講ずべき安全管理措置についてです。

市の特定個人情報取扱いのルールにおいて、事務ごとに特定個人情報の取扱いに関するマニュアルを作成することになっておりますが、当課のマニュアルにおいては特定個人情報の取扱いについて触られていないとの指摘を受けました。

これについては、既に内容を見直し、マニュアルの差し替えを行っております。

予備点検で指摘のあった項目・内容・改善策については以上になります。なお、予備点検の評価については、特定個人情報の入手や情報漏えいのリスク対策について「不適合なし」の評価を受けていることを申し添えいたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長(奥川会長)】

ただいまのご説明にご意見、意見があればお願いします。

【松原委員】

A3資料の予備点検結果の概要を見せていただいているのですが、要改善の評価書ページで「26ページほか」とありまして、このページは合っているのでしょうか。私の見たところだと、「26ページ」ではなく「25ページ」で特定個人情報の使用となっているのですが、これについてはいかがでしょうか。

【諮問実施機関】

A3のこちら、予備点検結果の概要の(1)要改善ナンバー1の評価書ページは「25ページ他」となっています。

【松原委員】

[会 議 録]

私がいただいている資料では「26ページ」になっています。

【諮問実施機関】

すみません。差し替え前のもので1ページずれているのかもしれませんが。

【松原委員】

分かりました。ありがとうございます。

【勝田委員】

はい。

【議長(奥川会長)】

どうぞ。

【勝田委員】

今日書類をいただきまして、「変更はありますか」と聞きましたら、「ありません」ということでお返ししたのですけれども、差替え部分があるのですか。

【諮問実施機関】

ナンバー1が「25ページ」で、2番が「25ページ」です。

【勝田委員】

すぐ差替えてもらえるのですか。

【諮問実施機関】

差し替えをさせていただきます。

【勝田委員】

わかりました。ありがとうございます。では後でください。

【議長(奥川会長)】

どうぞ。

【谷内委員】

システム改修はいつ行うものと考えていらっしゃったのでしょうか。

【諮問実施機関】

特にシステム改修はいつまでというような指摘はなかったのですけれども、これから予算要求ですとかその辺の措置は当課だけではなく、情報システム課、情報政策課とも調整が必要だと思って

[会 議 録]

おりますので、手順を踏まえて早急に検討していきたいと思っております。

【議長(奥川会長)】

前の評価の時にはこれは問題にならなかったのでしょうか。

【諮問実施機関】

前回、平成27年の時には指摘はありませんでした。

【議長(奥川会長)】

毎回評価のたびに色々改善点が出てくる可能性があるということでしょうか。

【諮問実施機関】

そのとおりです。

平成27年の時には特定個人情報というのはまだ、利用する前であったので、想定範囲でマニュアル、この評価書を作りましたが、実際今はマイナンバーが普及してきていますので、実務に合った評価書の方に、今回変えた案となっております。

【議長(奥川会長)】

よろしいでしょうか。どうぞ。

【松原委員】

納税・債権管理課とは少し違うかもしれないのですが、マイナンバーカードを確認していると、先ほどおっしゃったのですが、実際に市川市でマイナンバーカードというのとは、証明書付きのマイナンバーカードのことをおっしゃっているのでしょうか。

【諮問実施機関】

カードの普及というか通知カードはおそらく、国民全員に配られますので、今、普及という意味で説明しました。

【議長(奥川会長)】

よろしいでしょうか。

【松原委員】

大丈夫です。

【議長(奥川会長)】

ご質問、ご意見ございませんか。なければ質疑を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

[会 議 録]

【議長(奥川会長)】

納税・債権管理課、情報政策課、情報システム課の皆様、ありがとうございました。ご退出いただいて結構です。

(諮問実施機関の職員 退出)

【議長(奥川会長)】

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。
最後に、次回の日程について、事務局よりお願いします。

【事務局】

次回審議会の開催日について、日程調整をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員一同 了承)

【事務局】

次回、年末のお忙しいところ大変恐縮ではございますが、今年中に開催させていただけたらと考えております。

なお、開催予定日でございますが、12月22日(火曜日)から25日(金曜日)のいずれかの日の午後1時30分からを考えておりますが、皆様のご都合をお伺いいたします。

【議長(奥川会長)】

22日からですね。

【事務局】

22日の火曜日から25日の金曜日までの間のいずれか1日ということです。

【議長(奥川会長)】

では、22日で都合の悪い方はいらっしゃいますか。

(挙手なし)

【議長(奥川会長)】

皆様22日でご都合が良いようです。

【事務局】

それでは、皆様が最もご出席いただける日として、12月22日の午後1時30分からの開催とにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[会 議 録]

(委員一同 異議なし)

【事務局】

ありがとうございます。

なお、詳細につきましては、改めて開催通知文書にてお知らせいたします。

また、後日、本日の会議に関する会議録を作成させていただきますので、別途ご確認のお願いをさせていただきます。なお、ご確認いただきました後、会議録を市のホームページにて公開する予定です。

先ほどの納税・債権管理課の資料の差替え分をお渡ししたいと思いますので、お受け取りをお願いいたします。

事務局の方からは以上でございます。後ほどお配りさせていただきます。

【議長(奥川会長)】

それでは、以上をもちまして、令和2年度第1回市川市個人情報保護審議会を閉会いたします。

(閉 会)